

## 科学技術情報発信・流通総合システム(J-STAGE)投稿・審査システム利用規約

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が科学技術情報発信・流通総合システム(以下「J-STAGE」という。)を通じて提供する投稿審査システムの利用申込機関が、投稿審査システムを利用するためには、本規約の下記のすべての条項に承諾することが必要です。

### 記

#### 第 1 条(目的等)

本規約は、機構が運営するJ-STAGEにおけるオプションサービスの一つである投稿審査システム(以下「本システム」という。)の利用について定める。

#### 第 2 条(投稿審査システム利用機関)

1. 本システムは、次項に定める要件を満たすJ-STAGE利用機関のうち、機構に対し、本規約に同意の上機構の定める様式に従った申請(以下「本利用申請」という。)を行い、機構が利用を承認した機関に限り利用することができる。
2. 本システムの利用機関は、以下の各号の要件を全て満たしていなければならない。
  - (1) 本システムの利用が、専らJ-STAGEに đăng載する科学技術刊行物(人文科学・社会科学に関するものを含む。以下同じ。)の投稿・審査を目的とするものであること。
  - (2) 対象刊行物(本システムの利用の対象となる刊行物をいう。以下同じ。)が、J-STAGEに継続的に đăng載されている、または今後、速やかに、J-STAGEに継続的に đăng載されることが確実な刊行物であること。
  - (3) 対象刊行物において、本システムの利用開始以降J-STAGEに公開する論文等のDOIに係るリンクのランディング先がJ-STAGEであり(以下「プライマリー公開」という。)、かつ、プライマリー公開を継続すること。
  - (4) 本システムの利用体制の整備状況や投稿件数等から、本システムの効果的な利用が見込めること。
  - (5) 本システムの利用者として不適格と機構が判断する事由(申請内容に虚偽の記載があること、機構の事業・サービスにおける遵守事項に違反したことがあること等を含むが、これに限らない。)がないこと。
3. 機構は、本利用申請のあったJ-STAGE利用機関に対して、承認・不承認の判断の結果を通知する。以下、投稿審査システムの利用を承認されたJ-STAGE利用機関を「本システム利用機関」という。

#### 第 3 条(機構のサービス提供の範囲と経費負担)

1. 機構は、本システムのうち以下の基本サービスの提供及びこれに係る経費(但し、次項に定

める本システム利用機関による一部自己負担部分を除く。)の負担を行う。

- (1) 機構があらかじめ定める基本審査フローの構築および運用(ただし、投稿件数が著しく過小または過大とならないものであること。なお基本審査フローの構築は1誌につき1回を限度とする)
  - (2) 本システムの基本構成変更を必要としないカスタマイズ機能の提供のうち、機構が認めるもの
  - (3) その他、機構が特に無償提供を認めるもの
2. 本システム利用機関は、一部自己負担部分として、その投稿数および会員数に応じて別紙表1、2に定める経費を負担するものとし、機構の定める方法で、機構の指定する時期までに支払うものとする。
  3. 本システム利用機関は、毎年度、当該年度開始時点の会員数を機構に申告する。会員数に基づく自己負担上限額の算出基準は、別紙表2に定める。
  4. 機構は、本システム利用機関に対し、前項により申告を受けた会員数について必要な調査等を行うことがある。
  5. 本システム利用機関は、本システムについて、第1項に定める範囲の基本機能を超えるサービス提供を受けようとする場合、当該機能・サービスを提供するアプリケーション・サービス・プロバイダ(以下「ASP」という。)から直接提供を受けるものとし、当該利用料は、本システム利用機関が負担し、ASPの指示により支払う。ASPによるかかるサービス提供に関し、機構は一切の責任を負わないものとする。

#### 第4条(投稿審査システム利用機関の義務等)

1. 本システム利用機関は、本規約に従い、本システムを利用する。本システム利用機関は、本システムの円滑な運用に誠実に協力するものとする。
2. 本システム利用機関は、本システムを利用して審査を行い、掲載が決定した科学技術刊行物について、速やかにJ-STAGEを利用して電子化し、J-STAGEに登載しなければならない。本システム利用機関は、本システムを、機構が承認していない刊行物等の投稿・審査の目的に利用してはならない。
3. 機構は、前条第5項のほか、本システムに係るサービスの向上および本システムの効率的・効果的な運用を目的として、本システムのサービス提供の一部または全部をASPに委託することがある。この場合、本システム利用機関は、自己の本システムの利用情報(本システムにログインする個別の利用者による情報を含む。以下同じ。)を、機構及び当該ASPが保有することを了解し、ASPが本システム利用機関に対し、当該情報の取扱いに関する必要な手続きの実施を求めた場合は、本システム利用機関はかかる求めに応じて必要な手続きを実施する。
4. 本システム利用機関は、本システムを、本規約によって明確に許諾されている範囲を超えて利用してはならない。また、本システム利用機関は、本システムを第三者に利用させてはな

らず、機構その他の第三者との関係について、虚偽のまたは本システムの閲覧・利用者等を誤認混同させるような表示をし、または誤認混同させるような方法・態様で利用してはならない。

5. 本システム利用機関は、第2条第1項に基づき行った申請内容に変更が生じた場合、機構に対し、機構の定める方法にて遅滞なく申告するものとする。

#### 第 5 条(ロゴ等の掲出)

機構は、本システム利用機関に対し、本システムの仕様上可能な範囲において、本システムの画面等に、J-STAGEロゴ、リンクおよび特定の説明文面等の掲出を行い、またはこれを本システム利用機関に対し求めることができるものとし、本システム利用機関は、機構のかかる求めに応じて必要な掲出を行う。

#### 第 6 条(利用情報の調査・分析)

機構は、本システムの運用の効率化、サービス内容の向上、機構の運営する他の事業・サービスとの連携等を図るため、本システム利用機関による本システムの利用情報を調査・分析することができるものとする。

#### 第 7 条(仕様等の変更)

1. 機構は、本システムに関して運用上必要と認めるときは、機構の裁量で本システムの機能仕様、サービス内容の変更を行うことができるものとし、本システム利用機関はこれを予め了承する。
2. 機構は、前項に定める変更を行う際には、機構が定める方法により、本システム利用機関にその旨を通知する。ただし、緊急を要する場合についてはこの限りでない。

#### 第 8 条(サービス提供の終了・一時停止)

1. 機構は、自らの事情により本システムに係るサービス提供を終了することができるものとし、この場合、6ヶ月前までに本システム利用機関に通知する。
2. 機構は、本システムの維持・管理その他の理由により、本システムに係るサービス提供を一定期間停止させることができる。

#### 第 9 条(本システムの利用終了)

本システム利用機関は、3ヶ月前までに機構に書面にて通知することにより、本システムの利用を終了することができる。

#### 第 10 条(利用承認の取消等)

1. 機構は、本システム利用機関が第2条第2項に定める要件のいずれかを満たさなくなると認

められる場合には、本システム利用機関の本システムの利用承認を取り消すことができる。

2. 本システム利用機関が本規約に違反した場合、機構は、本システム利用機関の投稿審査システムの利用承認の取消し、利用停止・終了等、機構が必要と認める措置を取ることができる。

#### 第 11 条(免責等)

1. 本システム利用機関は、自らの責任と判断により本システムを利用するものとする。機構は本システム利用機関に対し、本システムを通じて提供する情報の真実性・正確性・信用性、本システムに係るサービスの継続性・安定性、その他明示的であると黙示的であるとを問わず、全ての法的権利、商品性、権利侵害の有無、特定の目的のための適合性を含む全ての事項について、一切の保証を行わない。
2. 機構は、次の各号の事由に関して、本システム利用機関または第三者に損害その他の不利益が生じても、一切その責任を負わない。
  - (1) 本システムで提供される一切のサービスの利用
  - (2) 本システムに関する一切の障害・不具合(提供される情報の不達・不整合等を含む。)
  - (3) 本システムの機能仕様、サービス内容の変更
  - (4) 本システムの終了または停止
  - (5) 機構による本システムの利用の承認、不承認の取消、利用の停止その他の措置
  - (6) ASPによる本システムに係るサービスの提供及び本システムの利用情報の取扱い

#### 第 12 条(地位等の承継の禁止)

本システム利用機関は、本システムに関する本システム利用機関としての地位及び当該地位に基づく権利義務を、機構が予め書面にて承諾した場合を除いて、第三者に承継し、譲渡しまたは担保に供する等してはならない。

#### 第 13 条(本規約の変更)

1. 機構は、必要があると認めるときは、本規約の全部または一部を改正することができるものとする。
2. 機構は、本規約の改正を行う場合、効力発生時期を定めてJ-STAGE上その他機構が適当と認める方法で、その内容を周知するものとする。
3. 前項において定める効力発生時期以降に本システム利用機関が本システムを利用したときは、改正後の本規約に承諾したものとみなす。

#### 第 14 条(優先関係)

本規約と科学技術情報発信・流通総合システム利用規約との間に齟齬、互いに抵触する部分等がある場合、本システムの利用については本規約が優先して適用されるものとする。

また、本規約に明記されていない事項については科学技術情報発信・流通総合システム利用規約によるものとする。

第 15 条(準拠法・管轄) 本規約は日本法に準拠し、同法に基づき解釈される。また、本システムの利用に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則(H22 科振知情第 344-1 号) 本規約は、平成23年4月1日から施行する。

附則(H26 科振知情第 45-1 号) 本規約は、平成26年7月1日から施行する。

附則(H29 科振知情第 181-1 号) 本規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則(R3 科振情基第 295-1 号) 本規約は、令和4年4月1日から施行する。

別紙

1. 第3条第2項に定める自己負担額は、【表1. 投稿数に応じた自己負担額】に示す実際の投稿数による利用料とするが、表1.による自己負担金額が【表2. 会員数に基づく自己負担上限額】にある会員数により示される自己負担上限額を超える場合には、表2.に定める金額が自己負担額となる。

表1. 投稿数に応じた自己負担額

投稿数			金額	
0	～	50	¥60,000	最低価格(*)
51	～	100	¥98,700	
101	～	200	¥197,400	
201	～	300	¥296,100	
301	～	400	¥394,800	
401	～	500	¥493,500	
501	～	600	¥592,200	
601	～	700	¥690,900	
701	～	800	¥789,600	
801	～	900	¥888,300	
901	～	1000	¥987,000	
1001	～	1200	¥1,184,400	
1201	～	1500	¥1,480,500	
1501	～	2000	¥1,974,000	
2001	～		¥2,100,000	

表2. 会員数に基づく自己負担上限額

会員数			上限額
0	～	500	¥60,000
501	～	1,000	¥61,000
1,001	～	1,500	¥62,000
1,501	～	2,000	¥63,000
2,001	～	3,000	¥94,500
3,001	～	5,000	¥157,500
5,001	～	10,000	¥315,000
10,001	～	30,000	¥525,000
30,001	～	50,000	¥787,500
50,001	～		¥1,050,000

2. 第3条第3項に定める会員数は、原則として、年会・総会等で議決権のある会員の数とする。  
なお、代議員制等をとる学協会にあつては、その選出(または承認)等に際して投票(選出)権、または被選出権のいずれか、または両方を有する会員について、当該の会員数に算入する。その選出(または承認)等に際して投票(選出)権、または被選出権のいずれも有しない会員については、当該の会員数に算入しない。  
また、研究機関・独立行政法人・財団法人・大学および大学に由来する刊行会等、会員によらない組織からなる場合は、職員数(任期付きの者を除く)をもって会員数に代えるものとする。